Consumer Affairs Agency

消費者庁

特定任期付職員(※)採用案内パンフレット

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

Safety	安全	◎事故防止のための注意喚起 ◎事故原因の調査、再発防止策の提言 （消費者安全調査委員会）
Transaction	取引	◎特定商取引法 ◎消費者契約法
Representation	表示	◎景品表示法 ◎食品表示法
Local Consumer Administration	地方消費者行政	
Consumer Education	消費者教育	

(※)一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第３条第１項に規定する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する職員のことで、消費者庁では特に弁護士経験を通じて得た知識経験を持つ方々が多く働いています。

消費者庁特定任期付職員紹介

総務課　法規専門官

澤入 満里子　弁護士64期

Mariko Sawairi

私は、秋田県で３年間、弁護士として執務し、その間、事業者と消費者間のトラブルに関する交渉や訴訟などを通じ、個別的な消費者被害の回復に携わりました。

その中で、消費者庁で任期付職員の募集を行っていることを知り、個別の消費者被害回復にとどまらない消費者保護の方法としての消費者庁の業務に関心を持ち、表示対策課の景品・表示調査官として採用され消費者庁での勤務を始めました。その後、2021年４月から、法規専門官として総務課に勤務し、消費者庁内全体の訟務に関する業務を担当しております。

具体的には、行政処分の取消訴訟や国家賠償請求訴訟等の訴訟事件や審査請求事件への対応、行政処分の公表、消費者保護に資する注意喚起をする場合の公表文書等の事前審査、その他消費者庁の所掌事務に関する法律問題の検討といった業務を行っております。

法規専門官は、検察官出身の訟務対策官と共に日々様々な課室からの相談等を受けて業務を行っております。また、訴訟においては国の指定代理人として法務省等と共に訴訟に関与します。このように、企業などの勤務では通常接することのない行政官や訟務検事と共に、国の立場から、予防法務や紛争対応等の法律実務に携わっており、通常得ることができない経験ができる仕事であることを実感しております。

消費者制度課　課長補佐

森貞 涼介　弁護士68期

Ryosuke Morisada

私は、京都で５年間、弁護士として執務し、一般の民事事件や刑事事件を扱うとともに、適格消費者団体の行う差止請求活動にも携わっておりました。

消費者問題に関わる中で、実際に政策や制度を作る側の仕事をしてみたいと思い、2021年１月から、内閣府消費者委員会事務局に任期付職員として、委員会やワーキング・グループの運営業務を担当し、2023年１月から、任期付職員として消費者庁に入庁し、消費者契約法に関する業務を主に担当しております。

具体的には、消費者契約法の「逐条解説」の執筆、一般向けのパンフレットの作成、事業者団体向け講演会の講師、国会議員や他省庁からの問合せの対応などの業務について、弁護士として培った専門性を活かして携わっております。また、これらに加えて、超高齢化やデジタル化の進展等の消費者を取り巻く取引環境の変化に対応すべく、消費者法制度のパラダイムシフトに関する検討を行っており、有識者との意見交換や文献調査、資料作成等に取り組んでいます。

消費者契約法に精通することは、弁護士に戻った後で、消費者の被害回復のために役立つことはもちろん、契約書チェック等の場面では、事業者側のニーズにも適切に応えられるものと思います。

消費者安全課　政策企画専門官

岩本 由有　弁護士69期

Yu Iwamoto

弁護士６年目（2022年６月）に、任期付職員として入庁しました。

私の所属する消費者安全課は、消費者の皆様の生命・身体の安全を確保することを目的として日々の業務を行っており、私はその中で、課内業務に関する法的観点からの助言や、所管法令に関する問合せへの対応等の定例業務のほか、所管法令の１つである製造物責任法の研究や自治体向け研修の講師等、幅広く様々な業務に携わっております。

消費者庁の業務では、弁護士として有する法的思考力や文章力に加えて所管法令以外の法律に関する知識を要する場面が多々あり、これまでに培った専門性や経験を遺憾なく発揮することができます。

また、業務に携わる中で、立法時の資料等を参照する機会や、有識者、時には立案担当者からお話を伺う機会に恵まれることもあります。通常の弁護士業務の中で、政策立案側の思考を知る機会はあまりありませんが、法律の趣旨に沿った法解釈をするためには欠かせない視点であり、弁護士として非常に貴重な経験です。

加えて、消費者庁では、他府省庁や民間等、様々なバックグラウンドの方々が活躍しており、そのような方々と協力して仕事をすることは刺激的で、日々新たな学びがあります。

消費者庁で得られるこれらの経験は、今後の弁護士業務に活きることはもちろん、一個人としての成長にも資すると感じています。

消費者安全課　事故調査室　課長補佐

竹重 勇輝　弁護士64期

Yuki Takeshige

法律事務所、企業内弁護士、市役所の任期付職員を経て入庁しました。

私が所属している事故調査室は、消費者庁に設置された「消費者安全調査委員会」の事務局です。事故原因の究明を行う調査、講ずべき施策等を提言する事務に携わります。

私が担当した例として、子どもが強力な磁石玩具を誤飲する事故を調査した際は、日本の法令、運用だけでなく、海外の法令、ISOなども調査し、経済産業大臣に法令による規制の検討を求めました。対象となった玩具は、消費生活用製品安全法により新たに規制されることとなりました。学校の施設又は設備による事故等を調査した際は、文部科学大臣に、学校保健安全法に基づく安全点検について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした手法の改善や、教職員が担うべき業務、確認すべき資料の精査、外部人材の活用促進支援を求めました。

身近で多種多様な消費者事故について、国に設置された事故調査機関の一員として、事故原因を究明した後、具体的な事故防止策を提言し、現実に社会を変えるプロセスを経験すること、結果に貢献することは、弁護士としても、社会の構成員としても得難い財産です。

この組織に身を置くことで、新しい地平が見えてくると思います。

取引対策課　消費者取引対策官

村田 昇洋 弁護士68期

Shoyo Murata

私は、弁護士1年目から7年目まで法律事務所にて企業法務を取り扱っており、主にM&A、コーポレート・ガバナンス、危機管理を専門としていました。弁護士として業務を行っていく中で、（危機管理業務を専門の一つとしていたことなどもあり）消費者法の中でも、とりわけ消費者行政における法執行の知識・経験を深めたいと思い、7年目である2022年6月に消費者庁取引対策課に任期付職員として入庁しました。

取引対策課では、主に所管法である特定商取引法と預託法に関して、法執行、法解釈、ガイドラインの策定、訴訟対応、研修の講師等、幅広い業務を担当しています。特定商取引法には、近年市場規模が拡大している通信販売（特にインターネット通販）の規制も定められており、その執行等を通じて、広告表示を含め、最新の通信販売の規制に精通することができます。

執行側に立って法律を扱うことで得られる新たな気付きは多く、法律事務所では得難い経験をしていると感じています。こうした経験により、法律事務所に戻った後には、例えば、クライアント企業に対して、平時の危機管理や行政庁から接触があった際の有事対応等について、経験に裏打ちされたより実践的なアドバイスを提供できるようになるなど、消費者庁での経験は弁護士業務にいきるものと考えています。消費者法というと、弁護士の業務としては消費者側をイメージするかもしれませんが、B to C取引を行う企業にとっても重要な法律ですので、企業法務を取り扱う弁護士にとってもニーズのある分野ではないかと思います。

元取引デジタルプラットフォーム消費者保護室　政策企画専門官
（現表示対策課　課長補佐）

石橋 勇輝 弁護士69期

Yuki Ishibashi

私は、京都で4年間強、いわゆる町弁として執務するとともに、弁護士会の消費者保護委員会の活動などにも携わっていました。その後、縁あって、2021年4月から消費者庁に任期付職員として入庁しました。入庁後は、2023年3月まで「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下、単に「法律」といいます。）」に関する業務を行っていました。

具体的な業務内容としては、入庁当初は法律の成立に向けた国会審議に関する業務に始まり、法律の成立後は法律の施行に向けた法律の下位法令、指針等の策定、法律の施行後は法律に関する政策の企画立案、デジタルプラットフォーム関係の企業などの関係者との調整、個別案件の調査など法律の運用に関する一切の業務を行っていました。

取引デジタルプラットフォーム消費者保護室の業務は、カウンターパートとなる関係省庁、デジタルプラットフォーム関係の業界団体、消費者団体、学者など様々な関係者とやり取りをしながら、デジタルプラットフォームという最先端の分野に関する法律を運用していくという大きな醍醐味があります。

このような一般の弁護士業務では得難い経験は、任期終了後に弁護士に戻った後も、弁護士の立場を問わず様々な場面でいきてくると思います。

表示対策課　景品・表示調査官

横田 未生　弁護士69期

Miu Yokota

私は、企業法務を主に取り扱う法律事務所にて約５年間執務し（うち約１年間は産休・育休取得）、６年目に任期付職員として入庁しました。現在に至るまで約２年間、景品・表示調査官として、景品表示法に係る法執行、行政処分の取消訴訟及び審査請求への対応業務並びに研修講師などを担当してきました。

景品表示法に係る法執行においては、調査担当官として、事業者（又は代理人）と直接やりとりを行い、事実と証拠を集め、法的評価をする中で、第一次的な意思決定を行うという点で、アドバイザーではなく、実際の判断権者として当事者意識を強く持ち業務遂行することに新鮮なやりがいを感じております。また、消費者庁には様々な省庁からの出向者が多いことから、最終判断権者である消費者庁長官に判断を仰ぐまでの過程では、様々な観点から視座の高い指摘を受けることもあり、消費者保護という目的を通して、視野が広がったと感じております。

表示対策課での業務は、景品表示法に関する専門的知識や規制当局としての基本的姿勢を身に付けることができるだけではなく、当事者意識の醸成や視野の広がりも感じられ、今後、弁護士として法律問題を検討する際に、当事者がどのような対応を求めているのかを把握するのに役立ち、事案に応じた最適な法的助言を行うことができるものと考えております。

参事官（公益通報・協働担当）付　政策企画専門官

蜂須 明日香　弁護士66期

Asuka Hachisu

弁護士１年目は法律事務所にて企業法務案件を担当、２年目から７年目は民間企業にて執務し、７年目（2020年10月）に任期付職員として消費者庁に入庁しました。現在に至るまで約３年間、公益通報者保護制度担当として、法解釈（逐条解説やQ&A）、指針策定、政令改正、法執行の側面支援、説明会講師などを担当してきました。

任期１年目は2020年６月に公布された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」を踏まえた改正法施行対応（指針等検討会対応、指針策定等）、任期２年目は改正法施行のための周知活動、任期３年目は法執行への側面支援を中心に行ってきました。従前の法解釈との連続性を意識しつつ、新たな論点等にどう取り組んでいくかという悩みは絶えませんが、一定の制約も踏まえつつ制度を俯瞰する視点を養いつつあるように感じており、一弁護士として貴重な経験を積ませていただいています。これまでの諸先輩方の活躍を見ましても、企業のコンプライアンス体制の一環を成す公益通報者保護制度担当としての経験は弁護士としての各種業務に活きるものと考えています。

消費者庁では、他府省庁、地方公共団体、独立行政法人、民間等、多様なバックグラウンドの方々が活躍しており、カウンターパートとなる関係省庁、地方公共団体、経済団体など各種団体とのやり取りも多く、「消費者庁に任期付弁護士として来たからこそ生まれる繋がり」も貴重な経験であると感じています。

消費者庁から大学へ

明治学院大学法学部
准教授
福島 成洋
Shigehiro Fukushima

東京の法律事務所で、約4年間、訴訟を中心に活動していましたが、せっかく弁護士になったのだから法律を活かして社会に貢献するような仕事もしたいと思うようになり、思い切って、いわば片道切符で、消費者庁で働くことにしました。消費者庁では特定任期付職員として消費者制度課で２ポスト通算８年８か月、主に消費者契約法などの企画・立案に従事させていただきました。

法律案の企画・立案というと、条文の文言を考えるというイメージを持つかもしれませんが、これは最終段階で、どういうルールを作るのか、そのルールを作ることで何を実現したいのかという政策の問題が先行します。庁内にも庁外にも志のある人がたくさんいて、その人たちと、どういうルールが望ましいのか、そもそもこの消費者問題に社会はどう取り組むべきなのかを熱く真剣に議論できたことは、今振り返ると本当に得難い経験だったと思いますし、何より、とても楽しかったです。消費者庁で仕事をする中で、政策的側面も含めた消費者法の研究と教育を一生の仕事にしたいという思いを抱くようになり、縁あって、2022年４月から消費者法の大学教員をしています。

私のようなケースは異例かと思いますが、消費者庁が魅力的な職場であることは間違いありませんし、消費者庁での勤務のその先に自分のやりたい仕事があるのではないかと思います。消費者庁で働きたいと思っている方は、ぜひ応募していただきたいと願っています。

消費者庁での得がたい勤務経験

西村あさひ法律事務所・
外国法共同事業　弁護士
有松 晶
Akira Arimatsu

私は、約５年間、消費者庁で任期付公務員として勤務し、取引対策課で特定商取引法の法執行業務を約３年間、表示対策課で景品表示法の法執行業務を約２年間経験しました。具体的には、各法違反が疑われる事業者に対する行政調査の実施、違反事実の認定、行政処分の実施、行政処分が争われた場合の争訟対応に主に従事しました。特に消費者庁が行う法執行業務は、現に悪徳商法や不当表示により消費者の皆様が被害を受けている中、喫緊の必要性を目の当たりにしながら行うという特徴があり、何にも代えがたいやりがいのある仕事です。一刻も早く被害を阻止せねばと情熱を傾けて日々必死に証拠を収集し、違反認定のための法解釈を試行錯誤することを通じて、まず、事実認定と法解釈の能力が非常に鍛えられました。加えて、特定商取引法及び景品表示法について、表面的な理解にとどまらず、法執行業務の経験を経たからこその根源的な理解を身につけることができました。

弁護士業務に戻り、消費者庁での業務経験が、知識として役立つだけではなく、消費者保護のため夢中になって法執行業務に没頭した日々が、弁護士として血となり肉となり、足腰がとても鍛えられたと実感しています。

Q&A

⬆採用情報はこちら

応募資格について

Q 年齢制限はありますか。

年齢制限はありません。長年、民間で活躍してきた職員も勤務しています。

Q 求められる職歴等はありますか。

応募いただく官職によって異なるため、消費者庁HPに掲載している募集要項の募集対象を御参照ください。

Q 過去に弁護士として活動していましたが、現在は資格の登録を抹消等している場合も応募できますか。

資格の登録を抹消等している場合も、法曹としての実務経験期間の条件を満たせば応募できます。なお、応募する際には、取得した資格を証明する書類等の提出が求められます。

任期について

Q 任期について教えてください。

雇用期間は募集要項によって異なりますが、1年から2年の期間が多いです。詳細は消費者庁HPに掲載している募集要項の雇用期間を御参照ください。

Q 任期の更新は可能ですか。

職務状況等を勘案して更新可否が判断されます。採用日から5年を超えない範囲において任期の更新があり得ます。

勤務時間・休暇・勤務地について

Q 勤務時間について教えてください。

原則として１日当たり７時間45分です。

Q 取得できる休暇について教えてください。

年次休暇は20日付与されます(年の途中で採用された場合は、予定在職期間に応じて決定します。20日を限度に翌年に繰越すこともできます。)。その他に、夏季休暇、病気休暇、介護休暇等の特別休暇等もあります。

Q 勤務地について教えてください。

応募いただく官職によって異なるため、消費者庁HPに掲載している募集要項の勤務地を御参照ください。なお、勤務地は中央合同庁舎第4号館(東京都千代田区霞が関3-1-1)又は消費者庁新未来創造戦略本部(徳島県徳島市万代町1-1)のいずれかとなります。

給与について

Q 給与額はどれくらいですか。

採用された官職によって異なりますが、想定される給与は以下のとおりです。

【給与例※】

(特定任期付職員(2号俸の場合)月給42万7000円+賞与+諸手当(地域手当含む。)

(特定任期付職員(3号俸の場合)月給47万7000円+賞与+諸手当(地域手当含む。)

(※)令和６年１月現在の例です。給与は「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づいて支給されます。

応募方法について

Q 応募方法について教えてください。

消費者庁HPに掲載している募集要項を御参照いただき、必要書類を所定の宛先へ郵送又はメールにて御提出ください。なお、持参による提出は受付いたしかねます。

消費者庁の組織

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

消費者庁

- 消費者庁長官
  - 次長
  - 政策立案総括審議官
  - 審議官
  - 公文書監理官
  - 参事官
- 新未来創造戦略本部（徳島県徳島市）

［審議会等］

- 消費者安全調査委員会
- 消費者教育推進会議

課名

- 総務課（管理室）（広報室）（人事企画室）
- 消費者政策課（財産被害対策室）（寄附勧誘対策室）
- 消費者制度課
- 消費者教育推進課（食品ロス削減推進室）
- 地方協力課
- 消費者安全課（事故調査室）
- 取引対策課（取引デジタルプラットフォーム消費者保護室）
- 表示対策課（食品表示対策室）
- 食品表示企画課
- 参事官（調査研究・国際担当）
- 参事官（公益通報・協働担当）

定員405名（令和6年1月1日時点）

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」188に
御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します。

※お電話でのお問合せが困難な方におかれましては、メール・FAX等による相談を受け付けている場合もありますので、お住まいの地方公共団体の消費生活相談窓口までお問合せください。

188泣き寝入り！（いやや！）と覚えてね

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

⬆更に御興味・
御関心がある方は
消費者庁HPへ